

令和7年度 第2回山梨県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時：令和7年8月5日（火）午前11時00分～11時30分

2 場 所：山梨労働局 1階第会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、後藤委員
労働者代表 船渡委員、松長委員、白倉委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員
事務局 小林労働基準部長、片山監督課長
小林賃金室長、深沢室長補佐

4 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (3) その他

5 審議会内容

(室長補佐)

本日は、委員の皆さま全員の御出席をいただいておりますので、定足数が満たされていることが確認できましたので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

それでは、後藤部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 (1) 資料説明 】

(後藤部会長)

それでは、お手元の次第にしたがって進めさせていただきます。

まず、議題の(1)「資料説明」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております専門部会の審議資料の説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページは本年度の審議会で、既に提出させていただいております、経

済指標等に関する資料のうち、第1回専門部会以降に発表された資料の最新版となります。

1 ページでございますが、日本銀行甲府支店の山梨県金融経済概観の7月分になりますが、「県内景気は、緩やかに持ち直している」とされています。

続きまして、11 ページからの甲府財務事務所が今年の7月29日に発表した「最近の山梨県の経済情勢」となっております。

これによりますと、総括判断としまして「県内経済は持ち直している」とされています。

また、各項目の判断としては、同じく12 ページですが、個人消費につきましては、物価上昇の影響がみられるものの、持ち直している、生産活動につきましては、緩やかに持ち直しつつある、雇用情勢につきましては、持ち直している、設備投資につきましては、7年度は増加見込みとなっている、企業収益につきましては、7年度は増益見込みとなっている、企業の景況感につきましては、下降超幅が縮小している、住宅建設につきましては、前年を下回っている、とされています。

23 ページ以降の主要統計資料、足下の経済状況等に関する補足資料は更新部分のみ資料としております。

主要統計資料につきましては第4回目の中央最低賃金審議会の目安小委員会の資料で出されたものでございます。

足下の経済状況等に関する補足資料につきましては、同じく中央最低賃金審議会の目安小委員会の第5回の資料となっております。

適宜御参照いただければと思います。

以上でございます。

(後藤部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明をいただいた中で、何か、御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (2) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、議事を進めていきたいと思います。

(2)「山梨県最低賃金改正決定審議」に入ります。

例年のことのように、本日は具体的な金額審議には入らずに、各側から、基本的な見解をお伺いすることとしております。

労側、使側双方から、事務局あてに事前に御提出をいただいております。

当日配布資料、こちらにそれぞれの御提出いただいた見解をつけてありますので、そちらを御参照いただきつつ、進めてまいりたいと思います。

それでは最初に、労働者側の見解をお伺いしたいと思います。

それでは労働者側の委員の方々、よろしくお願いいたします。

(労働者側委員)

当日配布資料の1ページですね、山梨県地域別最低賃金審議に臨む労働者側見解について、日付は8月付けという形で提出させていただいております。

見解についてですが、一つ目の取り巻く環境ということで書いてございます。読ませていただきます。

国民生活は、1990年代後半以降、国民全体の所得水準が下方にシフトする中で、格差の拡大や貧困層の増加が進んできた。

2020年以降、主要国の影響を受け、2024年度の名目GDPは600兆円を超え、約30年にわたるデフレからようやく脱し、インフレに転じたものの、いまだ賃上げが物価上昇率を超えることはなく、多くの働く人には生活向上の実感がない。

また、この間の輸入インフレによるしわ寄せは、総じて生活者と中小企業などに多くの影響を及ぼしている。

財務省「法人企業統計」によると、資本金10億円以上の大企業が日本全体の経常利益の6割を占め、売上高経常利益率も堅調に伸び続けており、自社の労働者のみならず、取引先や地域社会などを含めた幅広いステークホルダーと共存共栄できる関係づくりも期待されている。

企業から労働者への分配と企業間取引における付加価値の分配の見直しが必要であり、格差是正と分配構造の転換をセットで進めていく必要がある、と思っております。

2番の水準設定の現状でございますが、春闘のですね、率を、連合山梨の調査にはなりますが、ここに書かせていただいておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

一番上にはですね、今年の、2025年度6月現在のものにはなりますが、4.9%改善となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3番の審議に臨む基本的見解でございますが、以上の事から地方最低賃金については、①全国過重平均と差がある事 ②2024 連合リビングウェイジにおいて山梨県で安心して働き暮らす最低基準は、車保有者で1,440円を必要な最低基準としている事 ③急激な物価の高騰に対応できる最低賃金基準の確保 ④世界情勢の不安定等を考慮するとともに、県内労働者の労働条件向上と生活の安定を

図るためにも、実態に即した現実的な水準設定を望みます、ということですね。
見解とさせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

(後藤部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた見解につきまして、議論にわたらない範囲で、何か、御質問等あれば受け付けたいと思います。

いかがでしょうか。

(使用者側委員)

(質問等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

それでは次に、使用者側の基本的見解をお伺いしたいと思います。

使用者側、よろしくお願いします。

(早川委員)

資料の2ページになります。

使用者側の基本的見解として、今年度の山梨県地域別最低賃金の審議について、使用者側の見解を述べさせていただきます。

まず、はじめに、ということで。

昨年度の山梨県最低賃金の審議状況は、事業者の賃金支払能力よりも、物価高騰による生計費の上昇を特に重視する中、政府方針を強く意識した中央最賃審の目安額に配意しつつ、1時間988円、前年比50円の引上げにて結審しました。

残念ながら全会一致での結審とはなりませんでした。議論を尽くした結果であり、また、政府等において早急な諸対策を実施・検討するよう5つの付帯決議を付した点も評価に値するものでありました。

今年度の審議に臨みましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025におきましても「地方最低賃金審議会において、政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう議論していただくこと」を求められており、使用者側委員としましては、最低賃金法に定められている最低賃金決定の基本原則に則り、中央最賃審から示された目安額の根拠を分析、評価したうえで、山梨県内の実態経済に即した審議に臨みたいと考えております。

また、最低賃金は、企業の経営状況の如何に関わらず、すべての労働者に適用

されるとともに、罰則規定を備えた法的拘束力を持つものです。

賃上げは極めて重要な取り組みですが、働く人のセーフティネットとして罰則付きで適用される最低賃金の引上げに関する審議は、通常の賃金引上げ交渉とは意味合いが異なることを、あらためて認識する必要があると考えます。

東京商工リサーチが公表している全国企業倒産状況において、2024年度の企業倒産件数は10,144件と、11年ぶりに1万件を超え、また、2025年上半期の全国の企業倒産件数は、従業員の退職や補充などに伴う求人難や人件費の高騰といった人手不足による倒産の増加により、前年同期比1.2%増の4,990件で2014年の5,073件以来11年振りの高水準を記録しており、その内89.8%を4年連続で従業員10人未満の企業が占めている状況です。

賃上げへの社会的な期待感が加速する中で、審議に臨みましては、経済状況や賃金引上げ状況などについて、マクロ的な分析に止まらず、最低賃金近辺の労働者を雇用している小規模事業者の経営実態に目を向け、それら事業者の事業継続と雇用維持への影響を冷静かつ十分に勘案した審議を行いたいと考えております。

中小企業を取り巻く経営環境ですが、中小企業基盤整備機構が6月30日に公表した中小企業景況調査によれば、業況判断D Iは、全産業でマイナス16.3と3期ぶりに改善したものの、前年同期のマイナス15.7よりも0.6ポイント低下しています。

特に、小規模企業の業況は厳しく、中規模企業との差が、昨年は5.3ポイントであったのに対し、直近では8.1ポイントに拡大し、より厳しい状況にあることが窺えます。

一方、5月の県内中小企業のD I値は、全体の売上高はマイナス16、収益状況はマイナス28で、いずれも前年同月比2ポイント悪化しました。

製造業からは先行きを不安視する声が、また、非製造業からは物価高騰により売上・収益状況が悪化するなど、消費の停滞を心配する声が上がっています。

山梨県は、全国的に見ても中小事業所の占める割合が高く、従業員が100人未満の事業所の数は全体の約90%を占め、そこには全体の約80%の労働者の皆さまが働いています。

労働分配率は、中小企業が70%～80%程度であるのに対して、大企業は約35%と大きく乖離しています。

中小企業の賃上げ余力は上昇傾向にありますが、大企業のそれには遠く及ばず、また、経営体力が弱い小規模事業者においては、生産性の向上こそが優先される課題であると言えます。

したがって、大企業のごとく労働分配率に余裕がある企業の春季生活闘争における賃上げ結果をもって、すべての事業者に一律に適用される最低賃金の引上げの根拠とすることは、中小事業者の経営実態を顧みない不合理なものであると考えます。

現状、多くの中小企業が収益の先行きに不安を抱えている中、最低賃金が連続して大幅な引上げとなれば、地域の雇用を支える事業者を中心に負担感が増し、廃業や倒産が今以上に増えるおそれもあります。

中小企業の賃上げ対応は二極化、価格転嫁も道半ばといった現状も十分に考慮すべきと考えます。

業況等の聞き取りを行った電気機械部品加工業者からは、「半導体製造装置関連はリピート品、新規品ともに低迷が続いており、前年同月と比べ売上・収益状況ともにマイナス 15%となった。アメリカ相互関税の影響が出てくる時期や影響の大きさが読めないため、年内の回復は見込めない。」といった厳しい収益実態が窺われます。

以上より、使用者側の基本的な考え方としましては、企業の厳しい経営環境を踏まえ、昨年同様、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とした審議に取り組みます。

また、これを確保するため、金額の決定に当たっては、最低賃金制度の法第 9 条にある、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力、の 3 要素を尊重する中で、特に小規模事業者の「賃金支払能力」を重視した審議に臨みます。

3 要素のうちどれか 1 つを重視する現在の傾向ではなく、中央審議会の目安ありきで結論が導かれるのでもなく、3 要素のバランスがとれた数値に導かれるべきと考えます。

以上でございます。

(後藤部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま、御説明いただきました見解についても、議論にわたらばい範囲で御質問を受け付けたいと思います。

何か御質問ございますでしょうか。

(白倉委員)

すいません、質問じゃないんですが。

早川さん、付帯決議出したの去年でしたっけ。

(早川委員)

去年も一昨年も出して。

一昨年最初出して、去年、それがまだ実現されてない状況もあって、また出した。

(後藤部会長)

よろしいですか。

(白倉委員)

大丈夫です。

(後藤部会長)

ほかに何か御質問あれば。

(長谷川委員)

今の付帯決議とか、労働者側もよく言うじゃないですか、政府に対する要望みたいなね。

もうちょっと、その、賃上げができるように補助金とかなんとかってがんばれみたいな、あるんだけど。

補助金をもらっている小規模事業者たちって、逆に言うと、ちょっとでもまだ余裕がある、補助金を出すだけの時間も手間もあるっていう人たちが中心で、ほぼほぼ補助金をもらえてない人たちのほうがずっと多くて、その人たちの手当てが何にもない。

簡単に言うと、私が望むのは、賃上げした分を、この間の選挙の前に物価上昇分、一人みんな2万円ずつ配るみたいな話が合ったけど、小規模事業者に賃上げ上昇分だけ配れって言いたいくらい、無条件に、そんな気がしてます。

補助金を申請して補助金をもらうんじゃなくて、補助金をもらう手続きができないところとか、しづらいところとか、時間がなくてそんなことやっていられないみたいなところのほうがずっと多いので、逆に言うと、一律配ったほうがいいのかなあって、そんな風には思ってます。

(白倉委員)

さっきの使用者側の見解にも少し書いてあった、申請をもう少し簡単に。

(後藤部会長)

ほかに何か。

(長谷川委員)

あと、すいません。

この水準設定状況を見てもそうなんだけど、前もいつかどっかで行ったと思うんですけど、大企業の労働組合の皆さんが、やっぱり、もっと頑張ってもらいたなっていう、今までなにしてたのみたいなところがあって。

払えるところは、たくさん払えばいいと思うんですよ。で、それが、たくさん払ってもらったら、お金をみんなが使えば景気がどんどんよくなるのに、大企業

が、特に内部留保なんかに一所懸命で、労働者にちゃんと分配しないから、まあ、この30年間こうなっちゃったのかなあって。

給料あんまり上がらなくて、でも、大企業は内部留保こんなに増えちゃって、そこに税金かけるかっていうくらいの議論も出てくるわけで、そういう意味からいうと、もっと頑張ってもらいたい、大きいところに対して。

(船渡委員)

確かに、統計的にもそれ出てますからね。

大企業ほど労働分配率が低いっていうのも出てますから、そこも言えますよね。

日本も、少しその辺は遅れてて、諸外国に比べて労働分配率がやはり低いと、数字で出てますからね、おっしゃるとおりだと思います。

(長谷川委員)

小規模事業者は、特に労働分配率が逆に高すぎて。

(船渡委員)

この下にあるように70から80だされてからやっぱり。

結構かつかつでやられているんだなあっていうのはありますね。

特に山梨は中小、小規模が多いですからね。

(松長委員)

もう一つは、労務費の価格転嫁の交渉ですね。

進めていってほしいなというふうには大企業には思いますね。

(長谷川委員)

さっき質問された、コストが上がった分は転嫁できてるけど、労務費、賃金の上昇分は転嫁できてないよっていう話のなかで、業種もいろいろあるんだけど、機械の部品とかでいうと、ちょっと私には話が分からないんですけど、食品でいうと、問屋さんに値上げ申請するのはこちらの得手勝手なことで、この値段じゃなきゃ悪いけどうちは売れないよって、でも、問屋さんはそれ飲んでくれるんですよ、でも最後のホントに買ってくれるのは、消費者の皆さんだから、それが、こんなに上がっちゃったら、結局、じゃあ買うことをやめようってなっちゃうと、うちの売り上げも下がっちゃう。

だから、そこを見ながら、値段ってどうしてもね、生活必需品みたいなものとか食品みたいなものは上げなきゃいけないんだけど、売り上げを落とすのが怖くて値上げを逆にできない、その途中の問屋さんが、この値上げは認めないとか、そういうことじゃなくて、売り上げがおこっちゃうことが目に見えてるから値を上げないってね。

ちょっと負のスパイラルに入ってるっていうか、ほんとに、どっかの統計資料にもあったけど、横ばいなのになんで緩やかに改善しているとかって、何を言ってるのっていうことをいっぱい思いますけど。

(松長委員)

一方では、価格が少しは高くなっても買える賃金があるということが非常に重要なので、やっぱり、懐が温かければ買えるのだというところを目指して、議論していかなきゃいけないかなと思い、そういうふうに経済を回していくんだな、大企業だけじゃなくって、まあ、難しいところも、やはり、どうしても申請をして、せっかく政府がやろうってグランドデザインですね、2020 年代 1,500 円といった以上、今回の目安も 63 円ということだから、何とか、そこの出してくるものに対してはちゃんと申請をして受けて使ってもらおうと、そして上げていくということが必要なと思います。

(長谷川委員)

賃上げに関しては政府にものすごくこう、賃上げするために政府何してるのって、要は、経済連に対しても、この最低賃金に対しても、何にもしなくて上げてくださいとお願いするばかりで、自分たちの施策として上がる仕組みっていうか施策をやってないっていうところが、本来は一番の問題かなあって、企業だって、本来儲かれば、給料で返すんだけど、儲かってないから払いたくても払えないっていう、現状ですよ。

(松長委員)

労働組合、私どもみたいに、企業との交渉の中でどうやって賃金を上げていくのかっていう団体交渉になりますよね。

やっぱり生産性を上げる術を労使で考えてコストダウンしたりいろんなことをして、捻出をするっていう話し合いが労働組合の中ではできますけど、ない企業さんはどうしていくかっていう道筋がちょっと見えにくいかもしれないですね。そこは理解するところではあります。

(後藤部会長)

よろしいですかね。

皆さんのお考えを、今後、尊重しつつ実際の審議に入っていきたいと思います。

それでは、労使双方から基本的な見解をお伺いしましたが、先ほど申し上げましたように、本日は、具体的な金額審議には入らずに、これでとどめておきたいと思います。

次回、8 月 21 日の第 3 回専門部会から、実質的な審議に入りたいと思います。

まずは、例年と同様かもしれませんが、公益委員による各側への具体的な意見

聴取という方法を踏まえつつ金額審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後も、円滑な議事進行を図っていきたいと思いますので、御協力をお願いします。

【 （３）その他 】

（後藤部会長）

それでは、次第を御覧いただいて進めていきたいと思います。

（３）「その他」となりますが、何かございますでしょうか。

（各側委員）

（意見等なし。）

（後藤部会長）

よろしいでしょうかね。

それでは、事務局から何かございますか。

（賃金室長）

先ほど、部会長からお話がありましたけれども、次回８月２１日の第３回専門部会からは、金額審議にお入りいただくこととなります。

第１回専門部会で決めていただきましたとおり、金額審議の際に、労側、使側双方から、最初に御提示いただきます金額につきましては、事前に事務局に御連絡をいただきまして、事務局から、全部会委員の皆様事前に伝達させていただくことになっております。

金額審議当初に提御示いただく金額につきましては、御多用のところ恐れ入りますが、前日の８月２０日午後３時までに、それぞれ、私のところにメールにより、御連絡をいただきますようお願い申し上げます。

御連絡をいただきましたら、私から、全部会委員の皆様に、メールにより伝達させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（後藤部会長）

はい、ありがとうございました。

今の説明については、特に御質問よろしいでしょうかね。

（各側委員）

（意見等なし。）

(後藤部会長)

それでは、議事をすべて消化いたしましたので、以上をもちまして、第2回目の専門部会を終了したいと思います。

第3回目の専門部会は、先ほど来お話出ておりますとおり8月21日午前9時30分から、山梨労働局1階の会議室で行いますのでよろしくお願いいたします。

最後に議事録ですが、確認を白倉委員と早川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで閉じさせていただきます。

お疲れさまでした。